

広島県救急搬送支援システムの実証実験について

1 要旨・目的

高齢化等による救急需要の増加などを背景に、救急医療分野の負担が増加していることを踏まえ、救急患者の医療機関への搬送調整等を支援する「救急搬送支援システム」の実証実験を令和 5 年 10 月から実施しており、この成果などを踏まえた上で、令和 7 年 10 月からは、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 TYPES（以下「本交付金」という。）」※1 を活用し、国（厚生労働省・消防庁）と連携した第 2 期実証実験を実施する。

※1 今後、国や地方の統一的・標準的な基盤となる先行モデル的な取組に対して、事業の立上げ（初年度分）に要する費用を支援する交付金。

令和 7 年 5 月 30 日に交付決定され、本交付金で示される当該事業の取組については、全国で広島県のみが採択されている（補助率 3/4、補助額 225,000 千円）。

2 現状・背景

- 本県の救急搬送人数は令和 5 年が 133,247 人で、前年と比較して 6,097 人、4.8%の増加となっている。
- 年齢区分別では高齢者が 85,803 人（64.4%）と最も多く、本県では 2040 年にかけて、高齢者人口が増加する見通しのため、今後も救急搬送件数の増加が見込まれる。
- 病院収容所要時間（119 番通報を受けてから医師に引継ぐまでに要した時間）の平均は、令和 5 年が 44.8 分となっており、10 年前の平成 25 年と比較すると約 7 分延伸している。
- また、国において、全国的に救急搬送件数の増加が見込まれる中、救急搬送の効率化による搬送時間の短縮や、救急医療の質の向上を図るため、救急隊が傷病者情報を医療機関と迅速かつ安全に共有できる仕組みの全国展開に向けた検討が進められている。

3 概要

救急隊が専用のアプリケーションを利用して、救急現場での傷病者情報を画像等のデータとして医療機関に共有することで、伝達事項の可視化による詳細かつ正確な情報伝達の実現により、救急搬送の迅速化や業務効率化（業務負担軽減）などを図ることを目的としている。また、国等と連携し、システムに集積された搬送データなどの分析・検証を行い、全国展開に向けたシステムの構築・運用方法等の整理を行うこととしている。

第 1 期の結果として、救急隊・医療機関からのシステムに対する評価は高く、時間短縮効果や業務負担軽減を実感している職員も一定数見られ、有効性が確認できた一方で、システムの処理速度が遅く、入力や読み込みに時間を要する点や、医療機関毎にシステムの活用方法が異なり、一部の医療機関では有効活用できていないなどの運用上の課題も見られた。

第 2 期においては、システムの切り替えにより、速度改善を図るほか、現場の実態に即した機能の改修・運用方法の見直しを行った上で実施する。

(1) 対象者

- ・ 県内 12 消防本部（局）※2
- ・ 実証実験に参加の意向を示した救急医療機関（救急告示医療機関等）※3

※2 東広島市消防局は、令和 5 年 4 月から独自システムを運用中のため、現時点では不参加であるが、将来的なシステム連携を検討中である。

※3 第 2 期開始時においては、93 の医療機関が参加意向を示しており、県内の約 90%の搬送（約 12 万件）でシステムを活用できる環境が整備されている。

(2) 事業内容

ア スケジュール

- ・ 第 1 期：令和 5 年 10 月 16 日～令和 7 年 9 月 30 日
- ・ 第 2 期：令和 7 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日（予定）

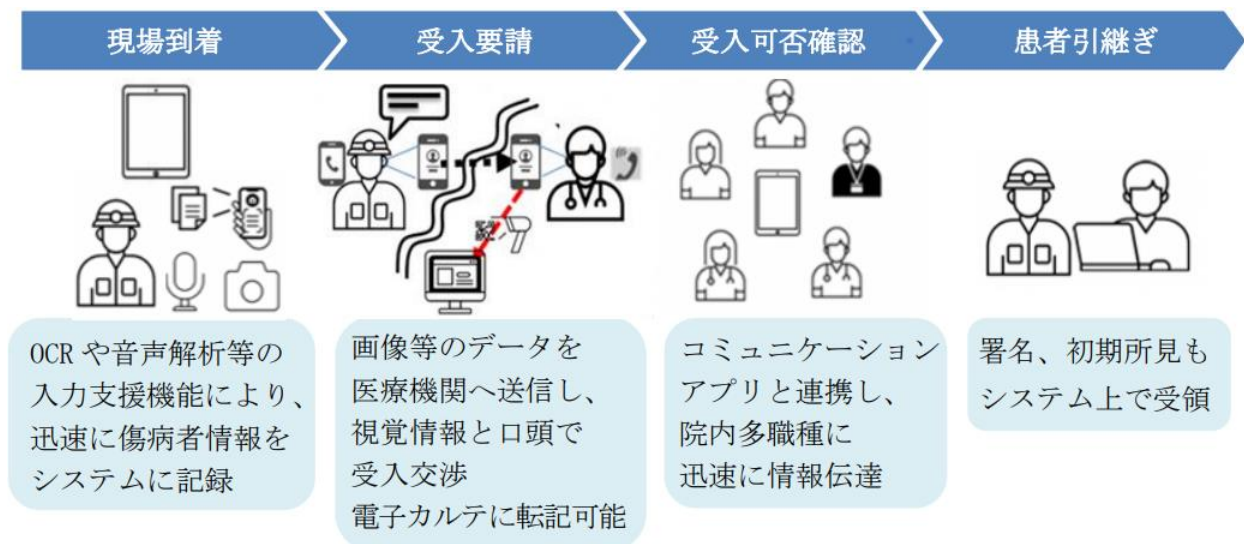
イ システム構築・運用委託事業者（第 2 期）

TXP Medical 株式会社（公募型プロポーザル方式により選定）

ウ システムの概要

- 画像・音声解析による入力支援機能により、迅速に傷病者情報をシステムに記録。
- 外傷の程度や事故現場の状況、心電図波形等の口頭では伝えづらい情報も画像等の視覚情報として共有できるため、伝達漏れや誤りが減り、情報伝達が円滑になるほか、詳細かつ正確な情報伝達により、医療機関の迅速な受入れ判断・受入れ準備が可能。
- システムに記録された人定情報、バイタル、服薬情報等を電子カルテに転記できることから、事務作業の負担軽減。

【参考】システムを活用した救急搬送フロー（イメージ）



(3) 今後の対応

システムの機能・運用方法等の検討や、実証実験の評価を行うため、医療・消防・行政・事業者等で構成するワーキンググループを設置しており、実際の救急現場での運用状況を踏まえ、必要に応じて、機能の改修及び運用方法の見直しなどを実施する。

(4) 予算（一部国庫）

425,000 千円

（令和 7 年度：300,000 千円、令和 8、9 年度：50,000 千円、令和 10 年度：25,000 千円）